

2板都都第497号

東京都板橋区景観審議会

東京都板橋区景観条例第9条第1項に基づき、下記事項について、諮問する。

令和3年2月24日

東京都板橋区長  
坂 本



記

板橋区景観計画の変更について

理由 板橋区景観計画における景観形成基準のうち、色彩に関する基準の一部変更について、意見を伺うものである。